

調理室のレンジからの排気用のダクトの消火設備に関する事項

改正要領

鋼船規則検査要領 R 編

改正事項

調理室のレンジからの排気用のダクトの消火設備に関する事項

改正理由

本会は調理室のレンジからの排気用のダクトに備える消火設備について、SOLAS 条約及びその注釈に基づき、ISO 等に準じた仕様にするようすでに鋼船規則検査要領 R 編に規定している。

一方、IACS では SOLAS 条約 II-2 章 第 9.7.5.2 規則の注釈で引用される ISO15371:2009 の消火設備以外にも調理室のレンジからの排気用のダクトに適用可能な消火設備に関する IACS 統一解釈案を作成した。当該統一解釈案は本年 3 月に開催の IMO 第 6 回船舶設備小委員会 (SSE 6) にて合意されたため、本年 6 月に開催された IMO 第 101 回海上安全委員会 (MSC101) にて承認された。

このため、本統一解釈に基づき、関連規則を改めた。

改正内容

- (1) 外国籍船舶用規則においては、調理室のレンジからの排気用のダクトに炭酸ガス消火装置を備える場合には ISO15371、鋼船規則 R 編 10.6.2-1(1) (可燃性液体を収納する場所に要求される消火装置) 又は主管庁の認める基準に従うよう規定した。
- (2) 日本籍船舶用規則においては、国内法等に準じて調理室のレンジからの排気用のダクトの消火設備の詳細を規定した。

改正条項

鋼船規則検査要領 R 編 R9.7.4, 附属書 R9.7.4